

被処分者	処分の程度	処分年月日	事件概要
いわき方部の出先機関の一般職員 (20代、女性)	免職	R7.5.13	令和7年4月4日（金）午後7時30分頃から翌5日（土）午前4時頃にかけて、1人で訪れたいわき市内の飲食店でハイボール7杯、サンガリア1杯、焼酎水割り7杯、ジントニック1杯及びテキーラ5杯または6杯を飲んだ後、帰宅するため自家用車の運転をはじめ、いわき市小名浜地区を走行していた午前4時10分頃、付近の電柱に衝突し、電柱の所有者に物損を与えたものである。
南会津方部の出先機関の一般職員 (20代、男性)	停職 6月	R7.5.13	令和6年7月3日（水）午後7時58分頃、会津若松市内の店舗において、女性客のスカート内にスマートフォンを差し入れ、動画を撮影しようとしたものである。
公益的法人に派遣中の一般職員 (30代、男性)	減給 1月	R7.7.18	令和7年3月20日（木）、私用のため、宮城県仙台市から宮城県刈田郡蔵王町に向かう途中、私有自動車で宮城県柴田郡村田町大字村田字西原174番地1号付近の宮城県道25号岩沼蔵王線を宮城県刈田郡蔵王町方面へ走行していた午前10時45分頃、法定速度時速40kmの現場を時速75kmで走行し、取締中の警察官に停車を求められ、法定速度を時速35km超過していたとして検挙されたものである。
南会津方部の出先機関の管理職員 (50代、男性)	減給 1月	R7.7.18	令和7年3月、県内の飲食店で行われた所属の懇親会終了後に、女性職員を自宅に招き入れ2人で飲酒をした後、同職員が帰宅する際に抱きつき不快感を与えるというセクシュアル・ハラスメント行為をしていたことが、同職員からの申し出により判明したものである。
いわき方部の出先機関の一般職員 (20代、女性)	免職	R8.2.5	SNSアプリ「X」に令和7年8月24日（日）に開催されるコンサートのチケットを販売する旨の虚偽の投稿をして購入希望者を募った上、同投稿を見て購入を希望した女性に対し、前記チケットを確実に入手できる見込みはなく、かつ、これを販売する意思もないのに、これらがあるように装い、同年8月1日（金）から同月2日（土）にかけて、SNSアプリ「X」及び「LINE」を利用し、同女性に前記チケット2枚を1万9600円で販売する旨の虚偽のメッセージを送信し、自身に1万9600円相当の電子マネーを送金すれば、前記チケットを入手できるものと誤信させ、同日、決済サービス「PayPay」を利用して、自身に電子マネーを送金させて、もって人を欺いて財産上不法の利益を得たものである。